

經濟論叢

第120卷 第1・2号

十九世紀後半イギリスにおける労働者状態……	菊池光造	1
公共投資と社会的割引率……	羽鳥茂	33
帝国主義確立期日本の対満洲通貨金融政策……	松野周治	53
国際通貨協定の本質をめぐって……	横田綏子	71
穀物法廃止後の土地改良……	島浩二	98
書 評		
安 秉珪『朝鮮近代經濟史研究』……	中 村 哲	124

昭和52年7・8月

京 都 大 學 經 濟 學 會

国際通貨協定の本質をめぐって

——三国通貨協定成立過程の検討を通じて——

横 田 綏 子

I 通貨協定の本質をめぐる従来の議論

三国通貨協定は、「為替安定にかんする国際金融協力」の最初の試みとして、第二次大戦後の IMF 体制の先駆的形態とする見解が一般的であるが、そうであれば、三国通貨協定の検討は、国家独占資本主義の時代における国際通貨協定の本質を論ずるための一つの材料を提供するであろう。この問題に関する理論的検討は従来、あまり行われていないが、数少ない論者の一人である、桑野仁氏と今宮謙二氏の所説をみておこう。両氏はともに、国独資下の国際通貨体制の矛盾を、不換制下の国民通貨が、世界貨幣＝金のかわりに国際通貨として使用されることにあるととらえる。

今宮氏の場合は、本来、資本主義社会における国際通貨体制は、信用制度の高度の発達を前提とする金節約機構メカニズムの展開を具現化したものであって、一国民通貨がいかにして国際通貨として機能するかを具現するものであると規定するのであるが、兌換制から不換制への移行に伴って上記の矛盾が顕在化するとされる。そして、この論理的に存在しえない国際通貨体制を、現実成立させる条件として、挙げられるのが「強制通用力の国際的適用」である。氏は、国内における強制通用力を、商品所有者たちの一般的意志の保証と、それをもとにした国家主権の法律的規制ととらえ、国際関係においては、①不換制下においても国際通貨体制の存在がいぜんとして必要であること、②不換銀行券であっても、金との一定の関係を保つ国民通貨、それを可能にする大量の金を保有している国が存在すること、③国内の法律的規制にかわるなんらかの

保証を行いうる国際的機関の成立、という三つの根拠にもとづいて、主要資本主義国は、資格のない国民通貨を国際通貨の代用とすることに一般的意志の保証を与えるとされる。三つのうち、最も基本的なものは、第一の「必要」からする一般的意志の一致である。第二の根拠は、その時々の政治的情況、經濟構造や信用制度の具体的な条件によって規定されるので、必ずしも確定的なものではない。第三の条件をみだすためには、第二次大戦後、IMF が設立されたが、現実には、世界貨幣＝金の保有と管理の役割を果すことができなかった。したがって、IMF は、国際通貨体制においては、通常いわれるほどの重要な役割をになわなかったし、アメリカ帝国主義の世界支配政策の手段としても、主役はアメリカの直接対外援助であって、補助的な地位しか占めていなかったとされる。ゆえに、第三の条件も現実には不十分にしか存在しなかったことになり、結局、第一の「一般的意志の保証」のみしか残らないことになる¹⁾。

以上のような今宮氏の主張の中で第一に問題となるのは、金節約メカニズムの展開としての国際通貨体制のとらえ方である。同じく金節約といっても、その効果はどの国にとっても一様な性格のものであるのかどうか？ その具体化として特定の国民通貨を国際通貨たらしめるような金節約メカニズムの内部構造については何も語られていない。

これらの問題については、実はすでに、小野一一郎氏により解明されている。

すなわち、金為替本位制の基本的特徴は二つある。第一は金準備の節約であって、それは、直接的には金分配の不均衡の結果として生まれたのであるが、一面においては、資本制生産自体の内的欲求として、それ自身の論理によって生みだされる信用制度の発展＝金節約体制の進展としてとらえられる。しかし、他面では、それは信用制度と貨幣制度の関連の稀薄化＝通貨価値不安定性の増大を意味している。通貨と金との転換の稀薄化＝間接化の一步前進である。かくして一定のいわゆる在外正貨＝為替資金＝短期投資を保持する必要から、当

1) 今宮謙二「現代資本主義と国際通貨体制」昭和47年、16ページ。「現代国際金融の構造」昭和51年、9-23ページ。

該金本位国（あるいは金地金本位）の援助・介入をうける必要が必然的に生じてくる。植民地・従属国の場合には、それは、強制と貨幣自主権の喪失につながる。逆に金本位国にとっては、単なる金準備の節約にとどまらず、自らの投資源泉を国際的に集中しうる便宜の獲得を意味し、この国を中心とする多角的決済制度の発展を意味する。決済の基準通貨となることはまた、優勢な輸出競争力と相まって、為替相場変動の危険負担をまぬがれることを意味する。したがって、金融的中心国である金本位国にとっては、為替の安定＝国際均衡の重視はそのまま貿易、資本移動両面の安定拡大を維持する手段であり、国内経済に好ましい効果をもたらすのに対して、それ以外の諸国における為替相場の安定＝国際均衡の重視は、当該金本位国によって自主的な通貨金融政策の運営をたえず制限されることを意味する。これらの特徴は、基本的に、金本位制・金為替本位制の両方に共通なものである²⁾。

このような視点から今宮氏の所説をながめるならば、金準備の節約は、同時に、金融的中心国によるその他の国の支配を意味するにもかかわらず、その支配・従属関係を黙殺することは、単に表面的・一面的把握であるに止まらず、現実の資本主義的国際通貨制度の弁護論につながるおそれさえある。さらに、資本主義的国際通貨体制の基本的性格の把握としても不十分であり、不換制への移行によってはじめて矛盾が顕在化するという把握は、金本位制の下での対立や矛盾の存在をおおいかくし、兌換制と不換制を切断して、両者に共通な本質の追究を困難にしている感さえある。

今宮氏の第二の問題点は、「国際的強制通用力」の最も重要な根拠とされている「一般的意志」に関してである。氏は、この「意志」は、けっして主観的決定ではなく、資本主義的貨幣流通や世界経済構造、信用制度の発達などによって規定されると述べておられるが、物質的基礎も制度的裏付けも不十分であるにもかかわらず、「意志決定」が行われるのはなぜかが、資本主義的貨幣流通や世界経済構造、信用制度の発達などに則して、説明されていない以上、主

2) 小野一郎、国際金融、信用理論研究会編「信用理論体系Ⅲ」昭和31年、327-379ページ。

観的色彩はぬぐえないのではあるまいか。また「必要からする一般的意志の一致」という際の「必要」の内容は、先述した小野氏の指摘からもあきらかなように、世界経済・国際金融体制上に占める位置によって異なると思われるが、この点についてはふれられていない。

第三に、「通貨協定」をも含むと思われる国際協定・国際機関の性格について、金の保有・管理をその最も重要な役割とし、それを基礎に一定の法制的規制を行なうべきものであるが、現実には十全な形では存在しなかったとされる。現実の「通貨協定」なり「国際機関」なりが、どのような役割を実際に果たし、またどのような意義をもつのかを検討するなかで、国際通貨体制の本質を検出することは、残されたままになっている。

そこで、本稿では、第二次大戦後の「国際金融協力」の先駆形態とされる三国通貨協定がいかなる役割と意義をもつものとして成立させられたかを検討することにより、この問題への接近を図りたい。それは同時に、三国通貨協定に具体化した「一般的意志」の背後にある各国の特殊の意志とその相互関係をあきらかにすることでもある。ただし、三国通貨協定は米英仏という三金融中心国間の協定であるから、考察の対象は、協定成立にいたる支配側の帝国主義国相互の関係と、それが通貨協定成立によりいかなる影響を受けるかにある。以上が小論の第一の課題である。

次に、桑野氏は、国際金融「協力」を、国際金融市場に対する「国家独占資本主義的介入の国際化」と称すべきものであり、資本主義の「安定装置」の支配力を示すものであるとされ、この介入により、上述の資本主義の国際通貨制度の矛盾はいよいよゆがめられるとされる³⁾。そしてこのような「介入」を可能にしたのは、第二次大戦後でいえば、アメリカの資本主義世界における圧倒的に優越した政治的・経済的地位と金保有であり、その後、アメリカの地位が相対的に悪化した後も、国際金融「協力」体制が存続しているのは、社会主義体制の成立と民族解放運動の発展という条件の下で、資本主義の国際通貨体制

3) 桑野仁, ドル防衛の限界と切下げの意味, 「経済評論」昭和43年3月, 14ページ。

の危機にたいする、いわば「恐怖の均衡」によるものであるとされる。この「均衡」成立の基礎には、以下のような国際通貨の成立条件があげられる。①金との交換（部分的にせよ）、②その国民通貨の価値の相対的安定、③その国の金融市場が国際的金融市場としての機能と組織を十分に備えていること。1971年夏以降①は停止され、②はそれ以前から絶えざる動揺をくり返しているが、少くとも③は依然として存在しており、今宮氏に比べ、一定の物質的基礎をもった説明となっている⁴⁾。だが、桑野氏の場合にも、「恐怖の均衡」は、資本主義の全般的危機の激化から、一般的基本的に説明されるに止まり、国際通貨体制の構造に則した、いかにして「均衡」が成立するかについての具体的説明は充分には行われていない。また氏は、その土台である各国の力関係の変化からして、この帝国主義間の「協力」の「一時的」、「戦争と戦争との間の息ぬき」的性格（現代では帝国主義間戦争の可能性は乏しいが）を強調されるが、それは物質的基礎を欠く「協力」体制成立の補強的役割を果たしているように思われる。

そこで、文字通り「戦争と戦争との間の息ぬき」であり、「一時的」国際金融「協力」であった三国通貨協定について、そのなかを貫く本質と特質、成立の必然性を探ること、これが、小論の第二の課題である。以上のような問題意識にもとづいて、三国通貨協定の成立過程とその背景を検討したい。

II 三国通貨協定とその背景

三国通貨協定は、1936年9月25日、米・英・仏三国が同時に声明を発表することにより成立した。それは、どんな調印署名もない、いわば「誠意と信頼」に支えられた紳士協定であった。その中で三国は、世界貿易回復の障害物となる割当制や為替統制の漸進的緩和と、通貨行動を通じて不当な競争上の優位を獲得しようとする国がないようにという希望とを表明した。その内容はアメリカによって準備されたが、米財務長官モーゲンソーの声明原稿は、次のような

4) 同、「国際金融論」昭和46年、242-243ページ、10ページ。

ものであった⁵⁾。

1. 二国は、平和・秩序・繁栄・生活水準向上をめざし、その条件をつくる必要性をみとめる点で、基本的に一致している。
2. 国際通貨関係においても、国内的配慮を重視する。さらに、この三国協定は、従来のアメリカの通貨政策の継続である。
3. 仏政府の通貨再調整の必要を認める。同時にそこから生ずる為替の動揺を避けるため、アメリカは適当な手段をひきつづき使用する。また、それに関して三国間で協議が行われるであろう。
4. 将来の撤廃を目的として、割当制や為替統制を段階的に解消し、国際貿易の発達をはかる。
5. この宣言の具体化のためにその他の諸国の協力を要請する。また、これを妨害するような国はないと信じる。

ここでは、フランスの平価切下げに伴う為替相場の混乱を最大限防止する決意とともに、最終的には、国際安定よりも国内的配慮を優先する権利が、はっきりと唱われている。だから、アメリカ政府当局によれば、三国協定は、金本位制への復帰を意味するものでも、将来復帰することへの同意でもないのであって、アメリカの国内価格水準が不利な影響を受けた場合には自由に行動できる。さらに、アメリカは必要以上の金を保有しているから（これを有効に使うなら一引用者）世界貿易を刺激し、超過分の一部を獲得する機会を他国に（もちろんアメリカにも）提供するであろう、というわけである⁶⁾。

ところで協定は、前述のような、その意図にかんする公式声明のほかに、表面にはあらわれないが重要なもう一つの内容が含まれていた。三国の通貨が動揺しうる限界についての各国財務当局間の暗黙の了解が、それである。この問

5) A. W. Crawford, *Monetary Management under The New Deal*, 1940, p. 278.

6) J. M. Blum, *From The Morgenthau Diaries*, 1959, p. 168. この書物はモーゲンソーの日記そのものでなく、ブルムにより編集されたものであるから当然彼の主観が入るが、彼自身でできるだけ主観をまじえないようにし疑わしい箇所についてはモーゲンソーに直接たずねてただし、また全体についてもモーゲンソー自身了承を与えており、当時の米当局の考えを探るものとしてはかなり信頼がおけると思われる。

題をめぐっては、厳密な固定レートと金本位制復帰を主張するフランスと、為替レート調整の自由を確保しようとする米英の間で、また、限界の設定について、自国に少しでも有利な水準をめざす三国の間で、利害の対立があったが、これについては後述することとしたい。

さらに、三国協定を実効あるものにするためには、あと二つの仕事が必要とげられねばならなかった。金取引にかんする取決めと協定参加国を増大させることである。10月12日、次のような制度が発表された。各国は、他国通貨を売買することにより、自国通貨を均衡させるために、その安定資金を使用すること。この操作を通じて獲得された外国通貨は、24時間の固定価格が保障される金との交換が可能であること。アメリカは、金売買の停止や、価格の変更にかんする、この24時間前通告制を前提として、アメリカに対しても同様のことを約束する国の為替安定基金に対し、金を売る用意があること。これは、財務省が金を買うことだけを述べた1934年金準備法にもとづく従来の金政策を補足するものであった。英仏は、この条件に応ずることを直ちに表明し、11月末には、ベルギー、オランダ、スイスという金ブロック諸国もこの条件に従うことを発表した。これにより、協定参加国間の国際収支不均衡は、為替相場の動揺と混乱、レート変更を通じてではなく、金移動を通じて、調整されることになった。また、金本位制にもとづかない、各国政府当局間の直接金取引の道が開かれることになった⁷⁾。

この協定の実際の効果については、ヌルクセヤハンセンに代表されるような見解が一般的なものであると思われるが⁸⁾、その要点は、次の三つにまとめられるだろう。①為替安定にかんする国際的協力体制が前進したこと。すなわち、競争的为替切下げは行うべきでないこと。一定の幅をもってではあるが、特定

7) League of Nations, *International Currency Experience*, 1944, pp. 146-147, 小島清・村野孝訳「国際通貨」改訳版, 昭和31年, 224-225ページ。

8) *Ibid.*, pp. 131-147, 前掲書, 202-226ページ, A. H. Hansen, *The Dollar and the International Monetary System*, 1965, pp. 250-253, 鈴木浩次訳「ドルと国際通貨制度」235-237ページ。

の為替レートの設定とその支持についての合意が成立したこと。②各国通貨の金との交換が24時間の固定価格で保障され、これら通貨間の相互支持が円滑に行われるようになったこと。③協定参加国において、通貨膨張が進展し、物価の上昇（景気回復）がみられたこと。

これらは一応妥当な指摘であるといえるかもしれない。だが、そこにいわれている「国際的協力体制」の性格はどのようなものであったのか、「各国通貨の相互支持」「為替安定」の内容とそれがもたらす結果はどのようなものであり、また三国のそれぞれにとって同じであったのかどうか、これらについてはさらにたちいってみる必要がある。

資本主義経済は、1929—30年の大恐慌の痛手からしだいに回復しつつあった。資本主義世界全体の工業生産は、1936年には、1929年の最高水準近くまで回復している。イギリスは、既に1935年に過去の最高水準を越え、アメリカは、最高水準には及ばないものの、かなりの回復ぶりであり、特に最近数年の伸び率は、英国を上回っている。その中で、フランスは、1932年からしだいに増加したものの、1935年には再び減少して「世界的回復の足手まといと感じられ」⁹⁾ていた。(第1表参照)資本主義世界経済は総体としては、恐慌前の最高水準にあと一步のところまで、回復してきているものの、その過程で各国間の不均等性はますます顕著になってきているといえよう¹⁰⁾。

貿易の発展は生産にかなり遅れをとった。(第2表参照)とくに、貿易量に比べ、貿易額の停滞が目立っている。ここでも、各国の回復の程度には差があり、三国のうち最も遅れているのは、アメリカである。それに伴い、世界貿易中に占める割合も、英国が増大したのに対し、フランスは現状維持、アメリカは減少している。(第3表参照)貿易の工業生産に比べた著しい立ち遅れの最大の原因は、戦争と恐慌の危機の結果として、また将来のそれに備えて、各国が国内および支配下の国々の市場を囲い込み、自給自足的経済を發展させて来ている

9) L. of N., *op. cit.*, p. 123, 前掲書, 197ページ。

10) ヴアルガ著, 経済批判会訳「世界経済年報(8)」10-13ページ。

第1表 工業生産の動向

1929=100

	1930	1931	1932	1933	1934	1935	1936
イギリス	92.3	83.8	83.5	88.2	98.8	105.7	116.1
アメリカ	80.7	68.1	53.8	63.9	66.4	75.6	88.1
フランス	100.4	88.9	68.8	76.7	71.0	67.4	70.3
世界(除ソ連)	86.3	74.8	63.0	71.3	77.0	85.2	95.4

出所; L. of N., *World Production and Prices 1936/37*, 1937, p. 47.

第2表 世界貿易(額)の変化

1929=100

	輸 入			輸 出		
	1932	1935	1936	1932	1935	1936
イギリス	42.1	37.7	42.9	36.0	34.9	36.5
アメリカ	30.5	27.7	33.0	30.6	25.7	27.7
フランス	51.3	36.0	39.5	39.4	30.0	27.9
世界	39.2	34.4	36.8	39.0	35.0	38.0

出所; L. of N., *Review of World Trade 1936*, p. 26.

第3表 各国の世界貿易に占める割合の変化

世界貿易合計=100 単位 %

	輸 入				輸 出				合 計			
	1929	1932	1935	1936	1929	1932	1935	1936	1929	1932	1935	1936
イギリス(英連邦)	29.4	28.9	30.9	32.2	26.3	26.0	28.6	29.6	27.9	27.5	29.8	30.0
フランス(仏帝国)	8.5	11.6	9.5	9.4	7.6	8.6	7.9	6.8	8.0	10.2	8.7	8.1
アメリカ	12.2	9.5	9.9	10.9	15.6	12.2	11.5	11.4	13.8	10.8	10.6	11.2

出所; L. of N., *Review of World Trade 1936*, p. 23.

第4表 卸売物価指数

1929=100

	1930	1931	1932	1933	1934	1935	1936
イギリス 商務省	87.5	76.8	74.9	75.0	77.1	77.8	82.7
スタティスト	84.2	72.8	70.7	69.8	71.7	74.1	77.8
アメリカ	90.7	76.6	68.0	69.3	78.7	83.9	84.8
フランス	88.4	80.0	68.2	63.6	60.0	54.0	65.5

出所; L. of N., *Statistical Year-Book 1937/38*, pp. 236-238.

ことに求められるだろう。

卸売物価指数も、程度の差はあれ、大勢は上昇傾向にある中で、フランスだけが29年以來下落を続けている。(第4表参照)

この間、各国の通貨は次々に切下げられ、金本位制は放棄され、国際通貨制度の不安定性が増大していた。先進工業国における平価切下げの嵐は1930年代前半に吹き荒れたが、この「平価切下げは不況を克服し、国内の総需要と雇用を維持乃至回復するに当って国家活動の自由を獲得する手段として必要だと感じられかつ用いられた。……同時的不況対策が失敗に終り、しかも為替管理を避けようとするならば、実際に採りうる唯一の方策は貨幣的拡張を導く相継ぐ平価切下げだけであった。」¹¹⁾平価切下げ国と平価維持国の景気回復状態を調べた国際連盟統計によれば、1934年と1935年を比較して、平価切下げ国は、生産・貿易・物価指数にかんして、ほとんど全ての国が何%かの増加をみせ、失業を減らしている。アメリカとイギリスについて示しておくのと次のとおりである。

	生産	輸入	輸出	小売価格	卸売価格	失業
イギリス	+ 7	- 3	+ 8	+12	+ 1	- 5
アメリカ	+14	-25	+ 7	+12	+ 7	- 1

平価維持国の方は、逆に、嚴重な為替制限と保護貿易策をとっていたドイツ・ハンガリーを除くと、これらの指数を減少させている国が多い。フランスは次のとおりである¹²⁾。

	生産	輸入	輸出	小売価格	卸売価格	失業
フランス	- 5	- 9	-13	+3	-10	+24

そこで、フランスをはじめとする金ブロック各国の平価切下げは時間の問題とみなされ、それに伴う為替変動の混乱をいかに少なくし、平価切下げの波の再開をいかにして防止するかが焦眉の急となっていた。その際投機的資本移動

11) L. of N., *op. cit.*, p. 130, 前掲書, 199-200ページ。

12) L. of N., *World Economic Survey 1935/36*, p. 28, p. 41.

の影響は極めて大きく、ある国を平価切下げに追いこんだり、切下げ率を決定するほどの力をもつ場合もあった。これらの投機資本が虎視眈々とフランをはじめとする金ブロック諸国通貨の動向を見守っていたのである。

以上のような経済情勢に加えて、ファッショ勢力の抬頭、軍備拡張競争の進行などがあった。ヨーロッパにおける左翼の進出もめざましく、とくにフランスにおいては、経済危機と政治危機とが相互に促進しあっていた。

その下で、各国の金融資本は、必至と目されるフランスの平価切下げをめぐって、それがひきおこすであろう為替の動揺、通貨混乱、ひいては世界経済の悪化を防ぐことを目的としつつ、(実は結ばなかったが、すでに1933年の世界経済会議の予備討議において、為替基金間の協調、あるいは米・英・仏が共同運営する三國為替基金創設の提案がなされていた)一方では、フランスをはじめ各国で激化しつつある階級対立・政治危機を切り抜け、ファッショ勢力の抬頭に対して結束を固めると同時に¹³⁾、他方では、そのなかで自給自足的傾向を強め、軍備拡張競争を激化させるとともに、自国の金融的競争力を強化するために、激烈な闘争を行ったのである。すなわち、各国は「1931年以来、特に双務決済協定と輸入割当の形をとった……通商政策による差別措置」を強化してきたのであるが、それは「より大きい『生存圏』を求める国が、周辺の弱小国の一つと嚴重な双務的基調のもとに取引し、しかるのち、自らの目的に副うように弱小諸国の全経済生活をその支配下におくのが有利であることを知った」ことを表わし「通商政策はいよいよ経済戦争の形態を示してきた」¹⁴⁾のであった。また30年代に入り英仏米をはじめ各国は為替安定基金を設立したが、その目的は、アメリカの基金が他の主要通貨、なかでもポンドが、アメリカにとって不満な水準に向う動きに対して、ドルを「防衛」することを第一義的的目的としていたことにみられるように、競争的為替切下げに対する防衛、換言すれば為替切下げ競争の武

13) 「ヒトラーに抵抗する民主連合戦線を樹立するために通貨政策を使う」という(ローズヴェルトの)決意がしだいに固められた。Blum, *op. cit.*, pp. 140-141.

14) L. of N., *International Currency Experience*, p. 208, 前掲書, 321ページ。

器をととのえることに他ならなかった。以上のような錯綜した努力の結果の一つが、三国通貨協定であった。

そこで次に、通貨問題に関する各国の要求をみておくこととしよう。

アメリカは、できるだけ早期の、現行ポンド・ドル比率による安定をのぞんでいた。1933年の世界経済会議の際、安定協定拒否の理由となった国内価格水準は、一定の回復をみせ、国民所得の増大、失業者の減少など不況から好況への転換はある程度成功したようにみえた。(だが、このときの経済回復がインフレ政策による流通部面における回復にすぎず、産業界の根本的な回復ではなかったことは1936年秋からのインフレ抑制策の採用とともに、たちまち経済後退の状態に陥ったことで証明されたのであるが¹⁵⁾、そればかりか、高物価と信用インフレーションに対する懸念、健全な安定通貨を望む声が高まっていた¹⁶⁾。国際的平価切下げ競争の再燃は、アメリカへの資本流入を増大させ、ドルを騰貴させることが予想された。また、イギリスとの対抗関係からすれば、アメリカは、フラン支援を通じて、世界の金の70%を保有する仏米間の協同関係を固め、イギリスを孤立化させその手をしばることを企図していた¹⁷⁾。

これに対し、イギリスは、現行のポンド・ドル比率が英国にきわめて不利で、この水準での安定には賛成できないこと、国内ブルジョアジーのインフレ要求が強いこと、金本位国の平価切下げの結果、ポンドの一層の下落が可能と見込まれること、などから、当面通貨安定に反対しつつ、スターリング・ブロックの拡大強化を図ろうとしていた。たとえば、大蔵大臣ネヴィル・チェンバレンは、1934年暮の下院での演説で、国際通貨制度が再び樹立されるための条件はまだととのっていないとのべ、英政府はスターリング地域におけるポンドの安

15) 小原敏士「アメリカ経済思想の潮流」昭和26年、285-287ページ。

16) 1935年11月の全米銀行協会年次総会は、「アメリカの銀行業者は堅実な経済、均衡予算、健全なる税制計画のもとにおいてのみ、連邦政府との協力関係を回復すべきである」と財務省証券のボイコットをよびかけた人物を第二副会長に選出した。また、1936年の大統領選挙戦においては、共和党は、緊縮財政、金本位制などをとなえローズヴェルトを攻撃していた。シュレジンガー著、中屋健一監修「ローズヴェルトの時代Ⅲ」昭和45年、414ページ、433ページ。

17) Blum, *op. cit.*, p. 131, pp. 134-5.

定を通じて最大限の貢献をしたとして域内各国の通貨の安定と貿易の増大をあげた後、ポンドはドルからみれば過大評価され、フランからみれば過小評価されているので、どちらの方向にでも動く自由を確保しておく必要があることを主張した。とりわけ、フラン切下げに対する対抗手段をとらないという協定はイギリスにデフレーションの危険をもたらすものであって、アメリカは、それを熱望しているかもしれないが、イギリスは、ドル・ポンド間の関係をより適切なものにする価格水準の変化が生じるまで待つべきだと断言した¹⁸⁾。

そして、風前の灯とみられていたフランを擁するフランス支配階級は、しばらくは金本位制を死守しようとしていた。金利生活者国家としてその収入を低下させる平価切下げに反対せざるをえなかったからであり、進出著しい労働者階級もまた間接的な賃金切下げを意味するため、これに反対していたからである。また、既に1926年に経験した激烈なインフレーションの記憶が、再切下げに反対する根強い世論を形成していたからである。その結果進行する、外国市場における地位の低下、財政赤字の増大、国内経済の悪化に対しては、増税、内債発行と経費節減で乗りきろうとしていた。だが、経済危機の進行はしだいにフランスの世論を分裂させていった。輸出業者・商人層は平価切下げを望み、一般の製造業者及び農民も、彼らの生産物の価格吊上げを切望していた。1936年6月樹立された人民戦線内閣は、賃金引下げにつながる金本位離脱と平価切下げか、国民生活圧迫と不況の継続につながる超均衡財政と金利引上げのデフレ政策か、の二者択一をせまられることになる。平価切下げは、人民戦線の分裂と失脚の可能性をも含む、フランス金融資本にとっての両刃の剣であった。通貨安定協定については、当面は現実の政治的経済的危機への対応に追われ耳をかたむける余裕がないという状態であるが、まずドルとポンドが現行水準を維持する、すなわち報復的切下げを行わないという保障の下で、フランの切下げを行ない、その後はじめて参加するであろうとみられていた¹⁹⁾。

18) Crawford, *op. cit.*, p. 270.

19) 大蔵省「調査月報」第26巻9号、昭和11年9月、135-153ページ。同、26巻12号、昭和11年12月、1-6ページ。

以上が国際的通貨協定に対する三国の態度であった²⁰⁾。これらの相反する要求と利害が、どのようにぶつかりあい妥協していくかを次にみることにしよう。

III 三国通貨協定の成立過程

(1) 安定への第一歩

1935年1月中、外国為替市場は、合衆国最高裁における金条項廃止にかんする訴訟によって攪乱された²¹⁾。政府に不利な判決が出て、ドルは旧平価への復帰を余儀なくされるかもしれないという予想に賭けた内外投機資本は、フランやポンドを売ってドルを買った。フランス、ベルギー、ドイツ、スイスなどの金ブロック国通貨が金現送点以下に下がった。投機資本はこれらの通貨を金に交換し、その金を合衆国に送って、1オンス35ドルで財務省に売ることにより、すでに相当な利益をあげることができた。しかも手許には騰貴が予想されるドルがあった。これに対し、合衆国財務省は、フランとポンドを買支え、市場を安定させることを決定し、1934年創設の為替安定基金をはじめで大規模に操作することになった。資金として1000万ドルが割り当てられ、ロンドンやパリで操作が開始された。1月26日から2月18日の期間に、基金は2800万フランを購入したといわれる²²⁾。そして2月18日、政府の貨幣政策を是認する最高裁判決が出た。

このときの基金の買支えは主としてフランにむけられたようである。第5表によれば、フランは2月19日で65.29セントまで下がったが、次週からはもちなおして16日には65.90セント、23日には66.14セントまで回復している。一方ポンドは、いったんは下落をくいとめたものの、ドルとフランの両方からみて

20) エム・ヨールソン著、永住道雄訳「資本主義貨幣制度批判」昭和11年、参照。

21) 旧平価の割合による金支払を保証する金条項は、アメリカの債務契約の殆んどに記入されていたが、1933年6月3日、上下両院の合同決議はこの条項を廃止および禁止した。債権者は、この合同決議が、契約上の権利を彼らから奪うものであり、違憲であるとして訴えていた。

22) Blum, *op. cit.*, pp. 129-130.

第 5 表 金価格と為替相場の動き

年月日	金 価 格 (ロンドン市) (場週末値)	為替相場 (単位ドル)		年月日	金 価 格 (ロンドン市) (場週末値)	為替相場 (単位ドル)	
		イギリス (1ポンド)	フランス (1フラン)			イギリス (1ポンド)	フランス (1フラン)
1935 1/5	34.88	4.931	0.06628	24	34.85	4.976	0.06629
12	91	915	0.06618	31	81	971	0.06614
19	59	868	0.06529	9/7	78	945	0.06597
26	63	877	0.06549	14	〃	940	0.06591
2/2	42	861	0.06533	21	77	931	0.06590
9	68	883	0.06569	28	〃	923	0.06593
16	76	877	0.06590	10/5	〃	900	0.06587
23	86	880	0.06614	12	78	906	0.06591
3/2	35.06	823	0.06647	19	77	913	0.06592
9	29	758	0.06666	26	79	917	0.06593
16	02	773	0.06634	11/2	〃	918	0.06591
23	34.96	821	0.06606	9	〃	923	0.06589
30	73	815	0.06590	16	81	922	0.06588
4/6	86	826	0.06596	23	83	928	0.06587
13	89	839	0.06603	30	86	935	0.06594
20	83	859	0.06596	12/7	77	930	0.06599
27	90	829	0.06606	14	78	929	0.06608
5/4	92	834	0.06610	21	〃	〃	0.06610
11	83	851	0.06592	28	77	933	0.06589
18	82	895	0.06589	1936 1/4	82	930	0.06609
25	99	937	0.06590	11	88	955	0.06620
6/1	98	934	0.06596	18	97	966	0.06628
8	91	944	0.06607	25	35.04	984	0.06637
15	82	932	0.06608	2/1	19	996	0.06668
22	81	934	0.06611	8	32	5.024	0.06601
29	90	945	0.06631	15	23	4.999	0.06668
7/6	91	948	0.06623	22	20	989	0.06676
13	95	969	0.06632	29	21	993	0.06678
20	〃	961	0.06636	3/7	〃	991	0.06666
27	63	960	0.06618	14	08	976	0.06641
8/3	87	959	0.06624	21	03	968	0.06633
10	88	964	0.06626	28	34.90	954	0.06604
17	90	974	0.06638	4/4	84	957	0.06598

11	34.83	4.948	0.06595	22	34.78	031	0.06586
18	81	942	06593	29	〃	030	06586
25	79	937	06587	9/5	〃	034	06587
5/2	77	939	06586	12	79	056	06584
9	94	974	06585	19	80	063	〃
16	86	970	06591	26	78	4.991	05792
23	78	974	06585	10/3	77	944	05205
30	80	994	06584	10	〃	909	04674
6/6	〃	5.018	〃	17	80	896	04663
13	83	011	06594	24	77	890	04638
20	〃	028	06593	31	79	892	04651
27	80	022	06620	11/7	76	883	04635
7/4	87	7/3 023	06631	14	79	〃	04642
11	88	024	06621	21	77	890	04650
18	90	029	06624	28	〃	901	04658
25	85	024	06617	12/5	〃	906	04665
8/1	82	018	06600	12	78	903	04663
8	77	027	06591	19	76	911	04671
15	78	026	06587				

出所; *The Annalist*, vol 45. 46. 47. 48 (1935. 1~1936. 12) より作成

下落をつづけた。英平衡勘定も、これをくいとめる手はうたなかつたとみられていた²³⁾。

3月初旬のこのポンド下落に対し、フランス銀行は、イギリスに信用を提供することを考慮し、アメリカに協力を依頼した。しかし、アメリカは、目的には同感だが、イギリスによって要請されてもいないし、喜ばれもしないような信用の共同提供には参加しない、ただし、最近数年間の水準でのポンド・フラン・ドル比率の安定には、可能な限り同情的支援を行なうであろう、と答えた。フランスはがっかりして、自らも行動しないことにしてしまった²⁴⁾。

この不成功に終わった試みから、しかし、アメリカは、有望な手がかりを得ることができた。それは、イギリスの非妥協的冷淡さと対照的な、フランスの

23) *Ibid.*, p. 272.

24) *Ibid.*, p. 131.

国際的共同行動に対する熱意である。

(2) フラン支援

フランスのこの態度に力を得て、アメリカは、4月9日、ポンド下落により攪乱されたフランを支援するため、安定基金から500万ドルをふりむけ、フランスに通告した。そして、現行レートでの安定化に賛成であること、世界の金の70%を保有する米仏が手を結べば、イギリスの手を押さえることが可能であること、を示唆した。さらに、それ以上の支援の前提として、基金が購入したフランの即時金兌換を要求した。フランスはこれを受け入れ、5月29日、2億ドルのクレジットを要請した。アメリカは、フランス銀行が、そのうち¼をイギリスに頼み、通貨問題での民主的協力の先例をつくることにイギリスを巻きこむよう求めた²⁵⁾。フランスは、イギリスがすでに大量のフラン買支えを行なっていること、スターリングは金にリンクしていないことを理由に、これを拒否し、アメリカの単独援助を要求した。

5月31日、フランダン右派連立政権が倒れ、ドルと、ポンドに対するすさまじいラッシュがはじまった。フランスはこの間、約100億フランの金を失い、その半分はアメリカへ送られたが、アメリカの2億ドルのクレジットのうち、3300万ドルの使用で、その聞いはおさまった。アメリカ財務省の市場介入に対して、フランス銀行総裁は、6月のヨーロッパ中央銀行総裁会議で、公式に感謝の意を表明した。これにより、各国金融当局には、アメリカが為替安定に強い熱意をもち、実行にむけて一步を踏みだしたこと、およびイギリスが国際協力にきわめて冷淡であることが、印象づけられることになった。

だが、アメリカのクレジットは、フランスにとっては、一時しのぎにすぎなかった。

5月の総選挙でフランスでは左翼が勝利し、フランダン内閣の後をうけ、反動的国内政策でのりきろうとしたラヴァル内閣にかわって、6月にはブルム人民戦線内閣が成立した。フランスの政治経済情勢は着実に平価切下げへの道を

25) *Ibid.*, p. 135.

進んでいたが、アメリカはこんどはフラン支援を行わなかった。「フランスの非常な切迫状態はついにはフランスとイギリスを安定化へと歩ませるはずだ」²⁶⁾とみたからである。

以上の経過が示すものは、フラン支援を通じて、ある時はフラン支援を行わないことによってフランスをアメリカにひきつけつつ、フランスの手によってイギリスを通貨安定の協同行動にまきこませようとするアメリカの明白な意図である。それにより、英当局がポンドの過高評価であると考えていた当時のドル・ポンド比率を固定化することが、まず直接の目的であるが、さらに終局的には、フランの金本位放棄にともない従来のフランをベースにした管理から「ドルに対してポンドを管理する」ようにさせるといふ狙いをも持っていたと思われる²⁷⁾。アメリカがイギリスに対して金売買取引の道を開こうとしているかげには、このような目的が、みえかくれしていたのである。

(3) 対英交渉

フランスを通じて以上のような安定化の努力をつづける一方で、アメリカは、これとは別に直接イギリスの意向をも探っていた。後の国際通貨基金成立の立役者となったハリー・ホホワイトが派遣され、大勢が、アメリカのイニシアによるある種の安定が可能だというほうに傾いていることが報告された。ただし、現行レートでのポンドは過大評価されているという英大蔵当局の信念は不変であった。

1931年のポンド切下げ以来、イギリスは、フランとその金基礎に対してポンドを管理してきた。フラン切下げは、為替操作のための手軽な尺度をイギリスから奪い、平価切下げ競争が再開されるかもしれないという不安に彼らを直面させることが予想された。1936年3月のヒトラーのラインランド進撃につづいてフランス資本の国外逃亡が再び始まった。4月には、アメリカは、遠からず

26) *Ibid.*, p. 142.

27) 「イギリスに1オンス35ドルで、直接財務省と金売買を行わせるべきだ。そうすればイギリスは、フランが流出するような場合には安定しているドルに対してポンドを管理できる」という発言が米財務長官に対して行われ、彼もこれに同意した。*ibid.*, p. 140.

だが、この提案に対し、英仏両国は、従来の主張をくりかえすのみで、直ちには行動しなかった。

(4) 妥協の成立

6月20日、仏蔵相オリオールの特使、エマニュエル・モニックがワシントンに到着した。極秘の彼の訪問は、仏米間、可能ならイギリスも含めた通貨協定の交渉を行ない、不安定な状態にあるフランスへの強力な貸付と、平価切下げ計画への支援を要請することであった。彼は安定水準についても提案した。彼の推論では、イギリスは1ポンド24.75～24.97ドルの間に均衡点を求めているとし、フランについては0.0475～0.0497ドルの範囲を示唆した。第5表によれば6月27日現在の相場は、1ポンド=5.022ドル、1フラン=0.0662ドルであったから、ポンドで5～1%、フランで28～25%の切下げということになる。だが、フランが沈静すると、ブルム仏首相は、また立ちどまってしまった。

8月末、フランスは再び深刻な金流出にみまわれた。ブルムはそれを切下げへの作戦行動開始の合図と解した。フランスは協定のための草案をアメリカとイギリスに示した。それによれば、フランの切下げが行われる間、ポンドとドルを維持しつづけること、三中央銀行の協力により一定範囲内の各国通貨価値を維持すること、協定締結国の最終目標としての国際金本位制への全面復帰が呼びかけられていた。また、通貨レートにかんする細々とした協定を、その中に含むことを予定していた。

アメリカは不満であった。まず、金本位制復帰については、アメリカの通貨政策に反するものである。厳密な固定レートについては、設定してもアメリカ以外の国には守る力がない。したがって最初は、非常に広い幅をもった安定水準を定め、しだいにこれを狭めるというやり方が現実的である。さらにその水準は、1ポンド=5ドル=100フラン前後、フランの切下げ幅は15～20%が望ましい。フランの25%の切下げというのは、ドルを危険なほど過高評価する。またこの協定は紳士協定とすべきである。アメリカは成功のためにできるかぎりのことをするが、他国と同様、国内物価水準を守らねばならない。(そのため

フランスが、平価切下げまたは金輸出と外国為替とに対する統制を実施せざるをえなくなるとみていた。

4月末のポーランドの金輸出禁止にともなう金価格下落を期に、アメリカはイギリスへの協調を申し入れていたが、6月1日、以下のようなイギリスの意向が表明された。イギリスの究極目的は、金本位制への復帰であったが、それは改正された金本位制でなければならなかった。また、その時期は各国が自分で決めるべきであり、イギリスは当分低利率政策を続ける。つまり、景気刺激的インフレ政策の続行である。そして、もし金ブロック国通貨が切下げられても、相当程度の金価格下落がない限り、ポンドを現在の水準で維持するつもりであるから、ドルが同様に現在の水準を維持するなら、ポンド・ドル比率には変化がないであろう。金価格の急激な下落があれば話は別である。ここからは、あきらかに、ドルが国内状態に適応するまで固定価格での安定を避けるという点でアメリカに賛成し、一方、現在のドル、ポンド比率維持のためにアメリカと協同する用意があることが読みとれた²⁸⁾。国内のインフレ政策遂行の自由を確保すると同時に、現在のドル・ポンド比率で国際通貨関係の安定を図るという点で、米英両国が基本的に一致したわけである。この間のアメリカのフランス支援により、フランスをイギリスの影響下にとりこむことによるポンドブロックの強化という見通しが変化したこともこのような態度をうむ一因となったものと思われた。

6月3日には、フランスで大規模なストライキがおこり、フランから金への逃避がつづいた。アメリカはイギリスに対し「フランスが20~25%の切下げをやっても両国は対抗的切下げを行わないという保証を与える」ことを提案した²⁹⁾。それにより、時機を失することなく切下げを行ないフランの信用をとりもどすことができると考えたのである。ただし、その際、フランの減価幅にかんする保証が必要だと、アメリカはつけ加えていた。

28) *Ibid.*, p. 143.

29) *Ibid.*, p. 145.

の手段を行使する権利は留保する一筆者) さらに、三中央銀行でなく、三財務省(大蔵省)による通貨管理とすべきである。通貨政策は政府の責務であって私的金融機関のそれではないというのが、大統領および財務長官の信念であった³⁰⁾。

イギリスも、これとほぼ同様の反応であった。フランの妥当な切下げに対しては対抗手段をとらないが、ポンドが固定相場で金にリンクされることも、行動の自由が制限されるような何らかの公式協定に署名することも好まなかった。非公式な協力と国際的善意、これがイギリスの主張だった³¹⁾。フランスは白説を曲げず、事態は膠着状態であった。この間、フランは0.065ドル前後の下落状態をつづけていた。

小休止の後、9月18日、フランスはアメリカの条件を受け入れた。フランスの切下げ予定率は24~32%とみられたが、この点ではアメリカが折れた。アメリカは最初に紹介したような内容をもつ声明案をただちに(翌日)英仏両国に提示した。各国が同様な趣旨をもつ声明を同時発表するというのが三国の計画であった。新しい均衡レートをめぐってアメリカは1ポンド=5ドルを主張し、イギリスは4.86ドルを望んでいたが、結局「新しい事情の下でのポンドの自然的水準については意見の分かれる問題だ。だが、我々が5ドルの水準が適当と信じていることをチェンバレン氏が理解している限り、それは同時声明の発表を妨げる障害物ではないと信じる」というアメリカのイギリスへの回答で一応の了解がついた³²⁾。すなわち、市場の実勢あるいはこれに影響を与える両国の管理能力に決着をゆだねるということである。フランスはその間、よろよろと金を失いつづけた。9月26日、三国はついにそれぞれ声明を発表した。三国通貨同盟が成立した。

30) *Ibid.*, pp. 160-162.

31) *Ibid.*, p. 163.

32) *Ibid.*, p. 170.

IV 三国通貨協定の意義と特質

まず、協定成立によってもたらされた現実的諸結果についてみておこう。

実効をもたせるための二つの追加的措置のうち、金取引問題については、10月に入って24時間の価格固定という条件で金本位放棄下の金取引に道が開かれたことは既述のとおりである。その結果、為替の動揺、レートの変更を通じてではなく、金移動を通じて国際収支の不均衡が調整されることになったといわれているが、それは国際投機資本による攪乱から、為替の安定を守ることにもなるはずであった。だが「協定」に唱われたように、加盟国の安定基金が共同して防衛にあたれば、一国で防戦していた時より効果的であることは確かだが、投機資本の襲来の規模と激しさが、防戦する各国通貨当局のそれを上回れば、事情は従前とかわらない。また協力の期間あるいは防戦ラインなどは紳士協定によりゆるやかに幅をもって規定されているにすぎないから、その効果はきわめて限定されたものであったといわざるをえない。しかも、その効果を保障する金移動についていえば、その主な流れは、加盟国間の相互移動ではなくて、アメリカへ向う一方的移動であった。すでに「協定」成立以前のフラン危機に際して、アメリカは援助を行う前に、買支えたフランの即時金兌換の保証をフランス政府からとりつけ、大量の金がアメリカに送られたことは、上述のとおりである。ゆるやかな紳士協定という形ではあれ、一定の安定水準という大枠を設定し、それを守るための金移動を制度化したのが、三国通貨同盟であった。それにより、自国通貨が下落しがちな金ブロック国から、その外国通貨を買い支える国であるアメリカへの金の流れが制度化されることになったといえよう。

11月末には、オランダ、スイス、ベルギーの金ブロック国が参加を表明した。それは一つには、アメリカへの金移動制度がこれらの国へも拡大されたことを意味するが、さらに、これらの国を含めて協定に参加した「民主主義国はアメリカの金価格を彼らの通貨を評価する基礎として受け入れた」³³⁾とみなされた。

33) *Ibid.*, pp. 179-180.

つまり、事実上、1 オンス=35ドルを基礎とする通貨関係とその維持についての合意が、加盟国間では成立したといえよう。

第6表 アメリカの国際収支 (単位=10万ドル)

	1928	1929	1930	1931	1932	1933	1934	1935	1936
商 品	1,037	842	782	333	159	225	478	236	33
銀	19	19	11	-2	-6	-41	-91	-396	-114
利子・配当	647	652	581	454	325	302	301	366	298
その他サービス	676	-727	-639	-610	-319	-378	-347	-362	-435
経常勘定	1,027	786	735	175	159	108	341	-156	-218
金 移 動	272	-120	-278	176	-11	173	-1,178	-1,720	-1,147
長期資本移動	-847	-278		194	225	77	200	436	777
短期資本移動	-348	-4		-637	-446	-419	222	1,072	431
資本移動	-1,195	-282		-443	-221	-342	422	1,508	1,208
合計(誤差脱漏)	104	384		-92	-73	-61	-415	-368	-157

出所: United Nations, *Balances of Payments 1939-1945*, 1948 p. 163-165.

当時のアメリカは、国際収支については、第6表にみられるように、恐慌前後の、経常勘定の大幅な黒字、資本の流出傾向、金の流出または少額の流入といった状態から、経済が回復するにつれて、34・5年頃になると、経常勘定はわずかながら入超、資本の巨額な流入とそれに照応する巨額の金流入といったパターンへと変化している。また、当時のアメリカの為替政策の主たる目的は、ドルの相場をおしさげることにより、実勢はむしろ平価よりも高めであるとみられていた。たとえば1935・6年のロンドン自由市場における金価格は、35年3月・5月、36年2・3月を除き、おおむね、1オンス35ドルをわずかに下回っていた。(第5表参照) この点ではイギリスも、ポンドを押し下げをめぐっていたが、そのための資金力の主要部分をなす、金準備は、アメリカが世界の約1/2強を保有するのに対し、イギリスは1/3強を保有するにすぎなかった。(第7表参照)すでに圧倒的な金保有とひきつづく金流入傾向、固定金価格をとっていたのは、「協定」加盟國中アメリカのみであったという事実に支えられ、アメリカは、「厳密な固定レートを設定してもアメリカ以外の国には守る力が

第7表 世界金準備総額中の協定参加国の割合

国名	年	1929	1932	1935	1936	1937	1938
アメリカ		38	35	47	51	55	58
フランス		16	28	20	14	11	10
イギリス		7	5	8	12	12	11
ベルギー・スイス・オランダ		4	11	7	8	9	9
合計 (除ソビエト)		100	100	100	100 ^D	100	100

注1) 1936年以後はスペインも含まない

出所; L. of N., *Statistical Year-book 1939-40*, p. 216. より作成

ない」と広言したのであった³⁴⁾。だが、一方では、巨額の財政赤字を中心とするインフレ圧力を心配する声が次第に高まっており、「自ら設定した通貨価値を守る能力」が脅やかされつつあったことはすでに述べた。また、ファッション勢力の抬頭とヨーロッパにおける戦火の拡大は、各国の軍備拡張競争を激化させ、経済のブロック化を強化させて、統一的為替安定機構成立の基礎をほりくずしていた。このような不安定要因を内包しつつも、「協定」成立によりアメリカは、フランスからは金を奪い、イギリスに対してはポンドをも事実上ドルを基軸とする通貨管理機構の中に組み入れて、国際管理通貨制度における地歩を固めたのであった。

つけ加えるならば、以上のような成果は、すでに成立の過程においても認められる。「協定」成立過程におけるアメリカのフラン支援は、フランの過高評価を維持し、それによってフランスの輸出競争力をますます低下させ、同時にフランスから金をも奪うという二重の効果をもつものであった。フラン支援は一時的にはフランスを支えたけれども、結果としては、世界経済におけるフランスの地位がさらに低下する方向に働き、フランの動揺をより深刻なものにしたといえよう。そして、イギリスに対してはフランのドル依存が強まるとともに、イギリスの孤立化が進み、フランを基軸に管理されていたポンドの動揺も激しくなって、為替安定協定締結の要求が強まるという効果をもったのであ

34) Blum, *op. cit.*, p. 217.

た。

最後に、Iで述べた通貨協定の本質をめぐる議論との関係で、この三国通貨協定の意義と特質をみておこう。

既述のとおり、三国通貨協定は、金の保有、管理を目的とするものではなく、加盟国がそれぞれ独自の努力により為替相場の安定を図ることをゆるやかに義務づけたものにすぎない。だが、その背後に、第一次大戦を通じての債権国としてのアメリカの地位の確立と国際金融市場としての発展、ニューディールによる一応の国内経済の景気回復、ヨーロッパからアメリカへの投機的短期資本の巨額の流入、という事情が存在することにより、結果として、アメリカへの金流入を制度的に保証する役割をはたした。資本主義の下における国際通貨体制は、多角的決済機構の発達と、その金融的中心国の確立に基づいた、金節約メカニズムの発展、特定の国民通貨の国際通貨としての使用と規定することができる。だが、今宮氏によって、それをいわば制度的に保証するとされた国際協定や国際機関の「保証」の内容は、氏の言われるような、その国際機関自体による金の保有、管理ではないことは、上の規定からも導き出される。すなわち、安定的な国際通貨成立の要件には、部分的にせよ金との交換が含まなければならないが、そのためには、国際機関ではなく、その特定の国への金の集中こそが必要となる。だから、国際通貨体制の発展による、資本主義諸国全体としての金準備の節約は、一方における特定の金融的中心国における金準備の集中を意味し、国際通貨体制の制度的保証としての国際協定や国際機関の役割は、三国通貨協定がそうであったように、この金集中傾向を補強し、促進することにあつた。そして、その際の協定成立のための共通の利害目標となつたのが、為替相場の安定であつた。為替相場の安定は、一方においては、外国貿易の拡大、資本移動の安定的拡大という各国共通の利益をもたらすが、他方においては、為替ダンピングという国際競争手段を奪って、優勢な生産力水準をもつ先進工業国に有利な国際分業の拡大・固定化を促進し、また資本移動も、このような国際特化を強める方向で行われるという効果をもつ。為替相

場安定の効果は、先進工業国にとって有利に働いたといえるが、なかでも、多角的決済機構の中心地であり、信用の供与者である、金融中心国がその利益を最も享受した³⁵⁾。為替相場安定のもつこのような性格は、基本的には、19世紀後半の国際金本位制の成立から第二次大戦後のIMF体制にいたるまで貫かれているが、三国通貨協定の場合の特質は、協定参加国がいずれも、独自の通貨ブロックの金融中心国であったことである。したがって、この場合の為替相場安定がもった特殊な意義について、みておく必要がある。

「協定」成立当時は、1929年の大恐慌以後の世界的な経済の停滞、金本位制の崩壊や各国におけるインフレーション政策の採用により、通貨価値はいよいよ動揺を深めていた。多角的決済機構の中心地に集められた各国中央銀行の在外資金は、恐慌とその後の景気回復の遅れ、政治的危機により、安全有利な投資先を見出しえない民間資本と相まって巨額な投機的短期資本を形成していた。そしてこれらの短期資本は、通貨価値の動揺によっていっそう増大すると同時に、その投機性を強め、いくつかの金融中心地を移動して、通貨価値をさらに動揺させた。これに対抗する各国の為替管理・双務決済協定や輸入割当制などをはじめとする経済のブロック化の強化は、統一的な国際通貨体制の基礎をほりくずしていた。このような情勢と、30年代前半の為替切下げ競争が世界経済に及ぼした破壊的な影響の苦い経験とが、為替安定のための国際的「協力」を目的とする人為的制度の必要を生みだしたのであった。

さらに「協定」参加国のそれぞれが金融中心国であったことが、以下の事情を生じさせた。ヌルクセによれば³⁶⁾、1935年当時の世界は、①主として英連邦と北欧諸国からなるスターリング地域、②中南米を中心とするドル地域、③ドイツが指導的役割を演ずる中欧及び南東欧の為替管理地域、④円地域、⑤西欧の金ブロック、の5つの通貨ブロックに分かれていた。各通貨ブロックはそれぞれ、植民地、従属国を核としつつ、独立国を含んでいるために、その在外正

35) 小野——郎、前掲論文の分析による。

36) L. of N., *International Currency Experience*, p. 198. 邦訳、前掲書、304ページ。

貨を含む短資移動の危険=通貨価値動揺の危険にさらされていた。基軸通貨の動揺が激しく、かつ長期にわたれば、基軸通貨変更のおそれさえあった。各中心国は、自己の基軸通貨国としての地位を確保するために、為替相場安定を強く求めざるをえない事情にあった。

以上が三国通貨協定に対する三国共通の利害であったが、その中でのアメリカの特殊な便宜については、既に述べたように、事実上、ドルを中心とする国際的为替安定機構へと一步前進したこと、そのための物質的基礎の一つである金準備の集中をすでにその成立過程からすすめてきたことがあげられる。フランスは「協定」成立後も1938年5月の再切下げ（フランの最低限度を「協定」成立時の1ポンド=105フランから179フランへ切下げ）まで動揺を続け、それに伴う金流出が続き、一方アメリカは着実に金準備を増大した。（第7表）したがって、為替安定といっても、実際は、ドル対ポンドのレートを規整することに主たる目標がおかれたのであったが³⁷⁾、1938年に入ると、ポンドも低落をくいとめることができず、ドルを基軸とする為替安定機構の性格をいっそう強めた。しかし、1939年の第二次大戦勃発とともに、各国の為替管理が強化され、加盟国が相互に為替相場に介入することを内容とする三国通貨協定は、事実上消滅したのであった。短命な、まさに戦争と戦争との間の息ぬきとしての三国通貨協定は、だが上述のような意味で、戦後のIMF体制の先駆形態であると同時に、その成立条件を創出するという独特の意義をもつものといえよう。

(1977. 1. 30. 脱稿)

37) *Ibid.*, p. 131. 邦訳、202ページ。